

那覇市教育委員会会議録

令和元年度（2019年度）第19回（定例会）

署名人 本仲範男
教育長 田端一正

開催日時 令和2年（2020年）1月31日（金） 開会 午前10時00分
閉会 午前11時10分
開催場所 那覇市役所10階 1001会議室

出席者

[教育長・教育委員]
田端一正教育長、本仲範男委員、比嘉佳代委員、平良浩委員

[事務局職員]

【生涯学習部】田端睦子副部長

(総務課) 仲程直毅課長、平良美夏副参事、松田信男副参事、赤嶺明日香主幹、平安真希子主査、
平良俊弥主査、富村奈央主任主事

(生涯学習課) 砂川龍也課長、比嘉学主幹

【学校教育部】奥間朝順部長、森田浩次副部長

(学校給食課) 伊禮弘匡、仲村功学校給食センター所長、又吉剛主幹、幸地英子主査

【市民文化部】比嘉世顕部長、渡慶次一司副部長

(文化振興課) 新垣和彦課長、親川さおり主幹、仲松政佳主査、西里広平主事

(市民会館建設室) 佐久川泰尚室長、崎山敦彦

議事日程

※議事日程2は取り下げ。議事日程1、3、7は非公開案件に該当。ただし、議事日程1と3の会議録は
議会提案後に公開。

1 報告4 那覇市文化芸術基本条例について【文化振興課】

2 報告3 教育長が専決したことについて

※県費負担教職員の異動に係る内申 【学校教育課】 取り下げ

3 報告1 教育長が臨時代理したことについて

※損害賠償の額の決定及び和解に関する意見について 【学校給食課】

- 4 議案第28号 那覇市人材育成支援センターまーいまーいNaha条例の施行期日を定める規則の制定について【生涯学習課】
- 5 議案第29号 那覇市人材育成支援センターまーいまーいNaha条例施行規則の制定について
【生涯学習課】
- 6 議案第30号 地方自治法第180条の2に基づく協議について【総務課】
- 7 報告2 職員人事（退職）に関する教育長の専決について【総務課】

会議録作成（総務課）平安真希子主査

田端教育長 それでは会議を始める前に、本日、喜屋武委員は欠席となります。定足数は満たしておりますので、会議を進めていきたいと思います。令和元年度第19回教育委員会会議（定例会）を開催いたします。本日の会議録署名は本仲委員にお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

本日の議事日程なんですかけれども、議事日程2番目の報告3については、取り下げとなりますので、よろしくお願ひします。

それでは会議の非公開の可否について諮りたいと思います。議事日程1の報告4、議事日程3の報告1は議会への提案前の内容が含まれております。そのため非公開とすることが適当であると思われます。なお、会議録は那覇市議会へ議案を提出後に公開ということになります。それでは報告1と報告4を非公開としてよろしいでしょうか。

全員 異議なし。

田端教育長 異議なしとのことですので、非公開とします。関係者以外は退席をお願いいたします。

～ 非公開 ～

田端教育長 報告4「那覇市文化芸術基本条例について」の説明をお願いいたします。比嘉市民文化部長、お願ひします。

比嘉部長 はいさい 市民文化部比嘉でございます。報告4「那覇市文化芸術基本条例について」、那覇市文化芸術基本条例について、別紙のとおり報告する。令和2年1月31日。教育長 田端一正。提案理由 文化芸術に関する施策の推進に関し、基本理念を定め、市の責務並びに市民、事業者及び文化芸術に関する活動を行う者の役割を明らかにするとともに、文化芸術施策の基本となる事項を定めることにより、文化芸術施策を総合的かつ計画的に推進し、もって市民が心豊かに暮らせる文化芸術の薫り高いまちづくりに寄与することを目的に条例を制定するので報告する。この条例「那覇市文化芸術基本条例」につきましては、市全体で文化芸術の施策の推進に取り組むことを定めてございます。学校や文化財等に関する施策もあることから、この会議で報告させていただきます。なお、この条例を制定するにあたり府内委員会を設置いたしまして、生涯学習部長、学校教育部長の出席をいただき、議論を進めて参りました。条例の概要については文化振興課から説明いたします。よろしくお願ひいたします。

田端教育長 お願ひいたします。

新垣課長 はいさい 文化振興課新垣でございます。よろしくお願ひいたします。それではこの条例の策定までの過程をご説明いたします。本日、お配りした資料「那覇市文化芸術基本条例の概要について」をもとにご説明していきたいと思います。4.策定までの過程をご覧ください。本条例は令和元年11月中旬から府内の検討委員会にて条例案の概要に関する協議を行って参りました。また、議会の委員会においても12月と1月の2回勉強会をしております。市民にもパブリックコメントという形で12月2

3日から今年の1月17日まで、パブリックコメントをしているところでございます。結果ですね、2名の方から9件のご意見を頂戴したところでございます。それを受け1月中旬に庁内の検討委員会で協議したところでございます。また、外部委員会の「那覇市文化行政審議」の方との意見交換を行い、これらを踏まえ、条例を制定しているところございます。説明は以上となります。よろしくお願ひいたします。

田端教育長 ただいま担当課からありますように「那覇市文化芸術基本条例の概要について」の説明がありました。その他条文があります。それでは、この件につきまして、ご意見、ご質問等、お願ひしたいと思います。本仲委員、お願ひします。

本仲委員 策定までの課程の説明ありがとうございます。12月23日から1月17日までの市民意見募集の中で、2名から9件の意見があったという説明がありましたけれども、かいづまんでも良いのでどのような意見があったのかということをお聞かせいただければと思います。

田端教育長 お願いします。

新垣課長 条例全体といたしまして、抽象的ということのご意見がありました。また、東アジアとか、東南アジアの交流とか、万国津梁、そういう文言を前文の方に入れていただけないかとかですね。あと、基本理念についても社会的価値の情勢とかのご質問がございました。また、市の責務、市民、事業者等の役割についても教えていただきたいというご質問等がございました。あと、芸術活動を行うものの役割等についてもご意見等がございました。

本仲委員 ありがとうございました。

田端教育長 よろしいでしょうか。ほかにありますでしょうか。4. 策定までの過程の中で、1月24日の外部委員会の文化行政審議会の意見聴取会というのは終わったということになりますよね。どのような意見が出ていたか、教えていただけますか。

新垣課長 まずは、文化と芸術を一緒にすべきなのかとかですね。やはり芸術は文化とは違うよというご質問がありました。私ども、国のものを基に今回作成をさせていただいているんですけれども。国が文化と芸術を一緒にしようということのご説明をさせていただきました。また5条の文化芸術活動を行う者の役割ということで、特に5条の2項文化芸術の活動を行う者は相互の交流を図るとともに、地域社会の一員としてその活動に取り組むよう努めるものとするということに関して、芸術家は自分だけの世界だけで他人が享受することについて考えないと。自分が良ければ良いと思っている方もいらっしゃる。それに対して、役割をこういった形で示すことによって反感などいろんな意見が出てくるはずだよというご意見もございました。委員によつては2項を削除すべきではないかとか、委員によつては残して表現をもうちょっと柔らかくするべきだというご意見もあった中で、これを持ち帰つて私ども庁内で検討して今の形となっているところです。積極的に努めるというような文言がございましたが、それについてはちょっと強すぎるだろうと。我々としましては、基本的に第1項の方

で基本的に自主的かつ主体的という文言を入れておりますが、基本的にそれを縛るものではなくてそういう視点ももっていただきたいというような思いを努めてもらう、やっぱりいろんな社会的課題がある中で、継承の問題とか、担い手不足の問題とかありますので、これは入れるべきだという両方の意見ございましたけれども、我々としてはそういう積極的に努めるというような言葉は抜いて、少し柔らかいような形でやっぱりこれは残したいということで入れているところでございます。

田端教育長　　これは、例えば上位法みたいなものがあるわけですか。

新垣課長　　そうですね。国の法律がございまして。

田端教育長　　その中でも同じようにうたわれているんでしょうか。今のお内規について。

新垣課長　　それぞれの役割を今回求めているところでございまして、私ども、国の上位法とか、県とか、いろいろやっているところの条例を基に構成したところでございます。やはり先程、比嘉部長からも趣旨を説明しましたけれども、それぞれ趣意に関しては責務という形でうたっております。義務化されているものですね。市民とか、事業者、芸術活動を行う者に関しては役割ということで出来るだけ協力をしてくださいという流れになっているところです。

田端教育長　　これは「まちづくり」を行なううえでも、第5次総計あたりとの考え方は同じような方向でということになるわけでしょうか。

新垣課長　　「まちづくり」とも関係しているんですけれども。部局としてもそのワードを入れるかどうかの議論をしたところでございます。市の方針として「まちづくり」「協働のまちづくり」というのも主要施策の方で入っていますので、そこら辺をまたやると「まちづくり」の方が強くなるということで、今回部内ではそのワードは入れていないうところではございます。

田端教育長　　わかりました。ありがとうございます。ほかにありますか。比嘉委員、どうぞ。

比嘉委員　　基本的な質問です。文化芸術の方には枠組みはありますか。沖縄に関連していないといけないということも含めて。

田端教育長　　どうぞ。

新垣課長　　枠組みはございません。例えば、那覇市の文化協会についていいますと、日本舞踊の部会もございますので、必ずしも沖縄に特化したものではございません。

比嘉委員　　わかりました。

田端教育長　　ほかにありますか。平良委員、どうぞ。

平良委員　　基本計画を立てるということですけれども、この基本計画というのは年度で終わるのか。それとも長い形で考えていくのか、お教えていただけますか。

田端教育長　　どうぞ。

新垣課長　　基本計画の方ですけれども今現在行なっております。前回が「那覇市文化のまちづくりプラン」ということでございました。策定当初は5年間ということだったんですが、今、更新をされていない状態ということで、去年から更新に向けて、府内の各課で意

見交換をしているところでございます。今、この前回のものから10年目になっているところです。今度は10年計画を予定しているところでございます。

平良委員 ありがとうございます。

田端教育長 ほかにありますでしょうか。大丈夫でしょうか。それでは、ほかにご意見がないということでありますので、報告4「那覇市文化芸術基本条例について」はここで終了したいと思います。それでは次です。報告1「教育長が臨時代理したことについて」を議題といたします。それぞれ説明をお願いいたします。奥間学校教育部長、お願いします。

奥間部長 報告1「教育長が臨時代理したことについて」、教育長が臨時代理したことについて、別紙のとおり報告する。令和2年1月31日提出。教育長 田端 一正。報告理由 城岳学校給食センター調理業務委託契約の中途解約により生じた損害賠償の額の決定及び和解に関する意見の申出について、那覇市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第4条第1項により臨時代理したので、同条第2項の規定に基づき報告し、及び承認を求める。詳細は学校給食課から説明します。

田端教育長 伊禮学校給食課長、お願いします。

伊禮課長 よろしくお願いします。1ページをご覧になってください。意見の申出の写しとなっております。内容につきましては2ページ議会提案の写しでございます。「損害賠償の額の決定及び和解について」、契約解除による損害賠償の額を次のように決定し、和解するものとして提出しています。1事件名 城岳学校給食センター給食調理業務委託契約の解除。2賠償及び和解の相手方 受託者 浦添市在の法人でございます。3和解の要旨といたしまして、那覇市及び和解の相手方は、令和2年3月31日をもって契約を合意解除する。那覇市は和解の相手方に353万5千円の損害賠償額を支払う。那覇市は残存する委託料を令和2年4月30日までに支払うこととしております。議会への提案理由としまして、城岳学校給食センターは、市立こども園の給食施設として活用するため令和2年3月31日をもって廃止します。このことに伴い、同施設の調理業務委託契約を2年4ヶ月の期間を残し中途解約することから、契約書第26条及び那覇市契約規則第37条第2項の規定に基づき、受託者と契約解除及び損害賠償額について協議を行いました。契約解除について、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定に基づき議会の議決を得て損害賠償額を決定し和解するため、この案を提出するものでございます。なお、議会の議決後に、相手方との契約解除の合意書については、学校の休み期間中に締結すると規定してございます。以上でございます。

田端教育長 ありがとうございます。この件について、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。本仲委員、お願いします。

本仲委員 確認までにちょっと教えてください。これは受託者に対して和解金と残存する委託料の2件を支払うという意味ですか。

- 田端教育長 伊禮学校給食課長、どうぞ。
- 伊禮課長 まず損害賠償額については、中途の解約になるものですから、通常、相手方の方で残りの期間で得られたであろう利益分という考え方でございます。委託料につきましては3月までの期間がございますので、その部分の委託料については4月末日までに支払いをするという内容になっています。
- 本仲委員 これは相手方との合意はできているということですか。
- 伊禮課長 調整しております。
- 本仲委員 それからちょっと気になっていたのは、城岳小学校の中にある給食センターがこども園にいくということでしたよね。その過程で気になっていたのは保護者がどう考えているかなと前に質問したと思うんですよ。たまたま先日、古蔵中学校の成人式に城岳小学校の校長が参加されていたので、保護者からどうでしたかと個人的に伺ったら、苦情も意見も無かったというようなお話しをされていたので、これに至るまでの過程で保護者へしっかりと説明して理解を得られた、そういうような取り組みがあったんだなということを感じました。以上です。
- 田端教育長 この件について、ほかに、ご意見、ご質問ありますでしょうか。大丈夫でしょうか。それでは報告1「教育長が臨時代理したことについて」は、承認してよろしいでしょうか。
- 全員 異議なし。
- 田端教育長 ありがとうございます。報告1「教育長が臨時代理したことについて」は、承認いたしました。
- ～ 非公開 ～
- 田端教育長 非公開を解きます。続きまして議案第28号と議案第29号は関連いたしますので、一括して審議を行いたいと思います。議案第28号「那覇市人材育成支援センターまーいまーいNaha条例の施行期日を定める規則の制定について」、議案第29号「那覇市人材育成支援センターまーいまーいNaha条例施行規則制定について」を議題といたします。田端生涯学習部副部長、お願ひいたします。
- 田端副部長 議案第28号「那覇市人材育成支援センターまーいまーいNaha条例の施行期日を定める規則制定について」、那覇市人材育成支援センターまーいまーいNaha条例の制定に伴い、那覇市人材育成支援センターまーいまーいNaha条例の施行期日を定める規則を別紙のとおり制定する。提案理由 那覇市人材育成支援センターまーいまーいNaha条例の制定に伴い、那覇市人材育成支援センターまーいまーいNaha条例の施行期日を定める規則を制定するため、この案を提出する。続きまして議案第29号「那覇市人材育成支援センターまーいまーいNaha条例施行規則制定について」、那覇市人材育成支援センターまーいまーいNaha条例施行規則を別紙のとおり制定する。提案理由 那覇市人材育成支援センターまーいまーいNaha条例の制定に伴い、那覇市人材育成支援センターまーいまーい

一いNaha条例施行規則を制定するため、この案を提出する。詳細につきましては、生涯学習課から説明いたします。

田端教育長 比嘉生涯学習課主幹、お願いいいたします。

比嘉主幹 生涯学習課 比嘉と申します。よろしくお願いいいたします。議案第28号からご説明いたします。こちらの資料1ページに規則案があります。資料の2ページから6ページは11月議会で議決、制定された条例でございます。5ページの条例の付則の部分ですが、施行期日というところで、この条例は教育委員会規則で定める日から施行すると定められておりますので、この条例の施行期日を定める規則というのが、1ページにあります今回提案している規則案でございます。この規則で那覇市人材育成支援センターまーいまーいNaha条例の施行期日は令和2年4月1日とするということを定めているものでございます。議案第28号については以上になります。続きまして議案第29号は1ページから4ページが今回審議していただく規則案です。5ページから9ページまでが先程と同じ条例ですね。条例を参考資料として添付しております。10ページから13ページまでが関連する規則ということで、図書館規則を添付しております。別添のA4資料1枚をご覧ください。使用料と減免の一覧表ということで補足資料を添付しております。規則案のポイント等をご説明いたします。資料の1ページをご覧ください。今回審議していただく規則は、先に制定した条例の具体的な手続きなどを定めた規則となっております。第2条利用許可の申請等ということで、利用許可を受けようとする者は利用許可申請書により教育長に申請するものとするということで、部屋を利用したい場合には申請してくださいということを定めていて、2項で申請の受付については、利用しようとする日の属する月の前月の初日から行いますよということを規定しております。3項で利用許可をしたときは、利用許可書を交付するものとするということを規定してございます。第3条については、利用許可を変更する場合の手続きについて定めているものでして、1項と同じように変更がある場合には利用許可変更申請書を教育長に申請してくださいということで、2項では、利用しようとする日の前日までに受付を行うものとすること、3項で変更又は取消しをしたときには、利用許可変更通知書を交付するものとするということを規定しております。第4条で利用時間の解釈ということで、利用許可に係る利用時間は行事などで実際に利用する時間の他、準備であるとか、リハーサル、後片付けなどに要する時間を含むものとするということで、利用時間を明確にするための規定でございます。第5条の使用料は利用する日までに納付してください、第6条の使用料の還付は、使用料を還付することが出来る場合には以下のとおりということで、こういう場合には還付することが出来るということを規定しているものでございます。2項で使用料の還付を受けようとする者は申請してください、第3項では還付出来る時には、こちらから還付通知書を交付するということを規定しております。第7条は使用料の減免について規定してございます。条例で使用料を定めておりますが、こういった場合には

使用料を減免することが出来るということを規定しているもので、こちらについては、先程のA4資料1枚と見比べた方がわかりやすいかなと思います。見比べながらお願ひしたいのですが、室料について通常であれば会議室1時間1,200円と規定しています。本市が主催する条例第10条第1号の場合には減免する、減免する額については規則で定めるとなっておりますので、今回、規則で定めております。全額免除ということで0円になるということでございます。共催の場合には10分の5減額しますよということで、会議室であれば1200円を600円にしますよということですね。公共団体又は公共的団体が公用又は公益の目的で利用する第10条第2号の場合には全額免除します。条例第10条第3号、構成員の半数以上が高校生以下の団体の場合で営利行為をする場合には10分の5減額、営利行為を目的としない場合は10分の9という形となります。また、条例第10条第4号「満65歳以上の団体」の場合、第10条第5号「障がい者の団体」の場合には、このように減額するという表になってございます。最後に、条例第10条第6号「その他市長が特に必要と認める場合」ということで10分の8の額を減額となり会議室1200円が240円になりますが、これは公民館の金額と同一となるように設定しております。こちらを規則に落とし込んだのが第7条ということでございます。第7条第2項、減免を受けようとする者は教育長に申請するものとする、第3項減免を認めた時には減免通知書を交付しますと規定しております。第8条は当センターを利用する際の遵守事項を規定しております。第9条は当センターの施設や設備等を破損したときには届出してくださいね、ということを規定しております。第10条は図書室の利用等ということで、こちらの施設の図書室は市立図書館と同様の運用を行いますので、図書館管理規則を準用するという規定を設けたものでございます。第11条で様式を定めております。第12条でこの規則に定めるもののほか、必要な事項は教育長が定めるということを規定しております。付則で、この規則は条例の施行の日から施行するということで、先程の施行期日を定める規則を併用して、この規則も4月1日から施行するということを規定しております。以上が説明になります。ご審議お願ひいたします。

田端教育長

ありがとうございました。ただいまの件について、ご意見、ご質問等、お願ひいたしたいと思います。いかがでしょうか。本仲委員、どうぞ。

本仲委員

非常に使い勝手の良い那覇市人材育成支援センターまーいまーいNahaになってほしいなと思うんですよね。この前、私達も視察見学を行って大変喜んで帰ってきたんですけども。私達以外に地域から見学させてくださいとか、どのようなことで借用できますかとか、そういうふうな質問がありましたか。

田端教育長

比嘉主幹、どうぞ。

比嘉主幹

今週の月曜日に地域の方に見学してもらいました。仲井真小学校区まちづくり協議会へ完成しましたので見学にいらしてくださいというお伝えしていました。ちょうど会議があるとのことで、その会議の前の夜7時から40分程度お越しいただきました。

仲井真小学校区まちづくり協議会のメンバーだけだと思っていたんですけども、地域の方へ声をかけられたようで、約50名の方がお越しになっていました。とても喜んでいたかなと思います。

本仲委員 非常に良いことですよね。この那覇市人材育成支援センターまーいまーいNahaが完成して、地域の皆さん方が充分に活用してほしいなということ。使用料の部分に高校生も入っていますよね。真和志高校とか、沖縄尚学高校とか、南風原高校とか、高校生からお金を取るわけですよね。120円。例えば、高校生だったら那覇市在住じゃなくても良いわけですよね。

田端教育長 比嘉主幹、どうぞ。

比嘉主幹 基本的には那覇市在住、在学ということです。

田端教育長 那覇市在学ですね。

本仲委員 那覇市在学ということであれば南風原は違うわけだ。

比嘉主幹 そうですね。

本仲委員 部活動でも使う可能性もありますかね。例えば吹奏楽部など。

砂川課長 スタジオの方で特別にレッスンしたいということであれば部活動で活用されるかと思います。あと、例えば地域の伝統芸能など沖縄尚学高校で部活動をやっていますので、ホール等を練習の場として利用できたらなというふうに思っておりま

本仲委員 それから、校区まちづくり協議会が頻繁に活用してほしいなと思いますね。

田端教育長 よろしいでしょうか。ほかにありませんでしょうか。比嘉委員、どうぞ。

比嘉委員 第2条2項で申請の受付が利用しようとする日の属する月の前月、1ヶ月前という形で認識しているんですけど。那覇市の施設では大体がこういう形になりますか。1ヶ月前だと行事を開催する場合に不安があると思われますが、そういう場合の利用方法について教えていただきたいと思います。

田端教育長 比嘉主幹、どうぞ。

比嘉主幹 1ヶ月前というのは公民館の事例を参考にしているんですけども。基本的には1ヶ月前ではありますが、そういった準備が必要であるとか、広報が必要という場合には、もう少し前から申請が出来るような内容のものを要綱で定めていきたいと思っております。

比嘉委員 わかりました。

田端教育長 ほかにありますでしょうか。本仲委員、どうぞ。

本仲委員 図書室がありますよね。県立図書館の館内は資料の閲覧のみで勉強をしてはいけませんよと説明書が椅子のうしろに書かれていたんですよ。ところが今は違うんですね。どうぞ勉強で使ってくださいと変わっているんですよ。ですから、那覇市人材育成支援センターまーいまーいNahaも地域の学生たちに開放してほしい。将来大学を目指しているとか、試験勉強とか、将来的な人材育成からも利用してほしいという気持ちがありますね。個人的な勉強などで利用はできますか。

- 田端教育長 学習室とか取り扱いはいかがでしょうか。
- 比嘉主幹 エントランスホールに少し机を置いて、そこは提供したいと思っております。
- 本仲委員 図書室は閲覧だけですか。
- 田端教育長 比嘉主幹、どうぞ。
- 比嘉主幹 もう少し検討が必要かなというふうに思います。図書室が結構せまくてですね。なかなか、そこに座るスペースまで作れるかというのは少し検討が必要だと思っております。
- 本仲委員 先程言った使い勝手が良い那覇市人材育成支援センターまいまいNahaになってほしいなというのは、その辺もちょっと含まれていてね。今、県立図書館が変わっていますので、近くの学生たちが頻繁に利用できるような場になったら良いなと思っています。是非、検討されてみてください。
- 田端教育長 ほかにありますでしょうか。平良委員、お願いします。
- 平良委員 今はどうかわかりませんが。昔、セルラー球場を野球チームで利用する際に登録メンバーの半数以上が那覇市在住であれば料金が減額されるという形があったんですね。もし、那覇市以外の在住、在学の高校生が借りたいといった場合には、ちょっと無理という形になるのでしょうか。
- 田端教育長 比嘉主幹、どうぞ。
- 比嘉主幹 基本的に那覇市在住・在勤・在学となっていますので、団体の半数以上が那覇市在住・在勤・在学であれば、その中に市外の方が混ざっていても利用は可能です。ただ、全部が市外の方ということであると難しいのかなと思っております。フリースペースがありますので、エントランスホールであるとか、図書室とかは自由に使うことが出来ます。図書の貸出については市民に限定していますが、スペースを使うことは可能ですので。
- 田端教育長 本仲委員、どうぞ。
- 本仲委員 僕、よく県立図書館に行くんですね。県立図書館の利用者の状況をみてみると、個人学習が禁止されていた時期も一応利用している人はいましたが、個人学習で活用してくださいとなった時に、かなり利用率が高くなっているんですよ。だから、それだけ需要が高いのかなという感じがするんですね。この那覇市人材育成支援センターまいまいNahaの周辺の学生たちが使いやすいような、県立図書館まで行かなくても直ぐ行けるような使い勝手が良い場所になってほしいなという思いがあるんですね。是非検討されてください。お願いします。
- 田端教育長 昨日、県立図書館へ平良委員と見学に行きました。学習できる所と閲覧専用で分けてありましたね。ぱっと見て分かるように表示もありました。ほかにありますでしょうか。営利行為を目的としないというのが使用料一覧にありますが営利行為をするのであれば減額はしないということですか。比嘉主幹、どうぞ。
- 比嘉主幹 表でいうところの、構成員の半数以上が高校生以下の団体、第10条第3号「営利

- 行為する場合」には、10分の5の額を減額するとなっております。
- 田端教育長 高校生ですね。一般の人が営利行為をすることも想定しているんでしょうか。
- 比嘉主幹 一般の方が営利行為する場合には減額なしです。
- 田端教育長 通常という表でみていいんですね。一般の公民館では営利行為というのは出来ますか。
- 比嘉主幹 出来ないです。
- 田端教育長 この「那覇市人材育成支援センターまーいまーいNaha」では出来るということになるわけですね。わかりました。ほかにありますでしょうか。大丈夫でしょうか。それでは、議案第28号「那覇市人材育成支援センターまーいまーいNaha条例の施行期日を定める規則制定について」は、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。
- 全員 異議なし。
- 田端教育長 ありがとうございます。議案第28号「那覇市人材育成支援センターまーいまーいNaha条例の施行期日を定める規則制定について」は、議決いたしました。
- 続きまして議案第29号「那覇市人材育成支援センターまーいまーいNaha条例施行規則制定について」は、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。
- 全員 異議なし。
- 田端教育長 ありがとうございます。それでは議案第29号「那覇市人材育成支援センターまーいまーいNaha条例施行規則制定について」は、議決いたしました。次に議案第30号に行きたいと思います。議案第30号「地方自治法第180条の2に基づく協議について」を議題といたします。田端生涯学習部副部長、お願ひします。
- 田端副部長 議案第30号「地方自治法第180条の2に基づく協議について」、地方自治法第180条の2に基づく協議について、別紙のとおり依頼する。令和2年1月31日提出。教育長 田端 一正。提案理由 人材育成支援センターまーいまーいNaha条例に基づく使用料の徴収、減免及び還付に関する事務について教育委員会の職員が委任を受けるには、市長との協議が必要となるのでこの議案を提出する。なお、委任事務は令和2年4月1日から実施したいということで、詳細につきましては総務課からご説明いたします。
- 田端教育長 仲程総務課長、お願ひいたします。
- 仲程課長 私の方から。今回の議案は先程の「人材育成支援センターまーいまーいNaha」を運営する上で教育委員会において一体的に執行したほうが効率的、効果的に運用できるだろうということで、市長の権限である使用料の徴収、減免及び還付については、私ども教育委員会の方に委任をしてもらいたいということについて、市長の方に協議を依頼するということでございます。詳細については担当から説明をいたします。
- 田端教育長 赤嶺主幹、お願ひいたします。
- 赤嶺主幹 資料の1ページの方になりますが、地方自治法第180条の2に基づく協議について依頼ということで、市長へ協議を依頼する内容となっております。1協議事項とし

て市長の権限に属する事務の委任について、2対象となる事務につきましては、那覇市人材育成支援センターまーいまーいNaha条例に基づく使用料の徴収、減免及び還付に関する事務。3協議理由につきまして、教育委員会所管の公の施設となる「人材育成支援センターまーいまーいNaha」の使用料の徴収、減免及び還付に関する事務は長の権限に属する事務となるが、事務を効率的に行う観点から、教育委員会の職員において委任させたいので協議する。なお、委任する事務は令和2年4月1日から実施したいということの協議内容となっております。2ページから6ページまでが先程の議案にもありました那覇市人材育成支援センターまーいまーいNahaの条例となります。3ページの第9条の使用料の納付と還付について、第10条では使用料の減免について、6ページの別表第2の第9条関係ということで、こちらでは使用料の額が規定されています。関連規則として7ページから10ページに先程の議案で議決いただきました規則の案が出ていますが、今回、こちらの方に添付しています資料は、若干、修正前の内容となっておりますので、この規則の部分は、7ページから10ページの資料については破棄していただき、先程の議案第26号の議決いただいた資料で確認いただければと思っております。そして11ページになりますが、こちらは那覇市教育委員会に対する事務委任規則となりまして、第2条には、市長から委任を受けている事務が列記されております。今回のこの協議が整えば、こちらに人材育成支援センターまーいまーいNahaの使用料の徴収、減免、還付に関する事務として、こちらに追加されることになります。そして12ページが今回の協議の根拠となります地方自治法第180条の2を載せておりますが、内容としましては、普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務の一部を、当該普通地方公共団体の委員会と協議して委任することが出来るという内容となっています。ちなみに市長と教育委員会の協議については、いずれの側から申し出ても良いものとなっておりまして、双方の合意で協議が整うものとなっております。ということで、この内容を市長と協議して事務をこちらでさせていただきたいということで依頼したいと考えております。説明は以上となります。

田端教育長 ありがとうございました。この件についてのご意見、ご質問をお願いしたいと思います。本仲委員、どうぞ。

本仲委員 1ページの3協議理由の中の2行目に徴収、減免及び還付に関する事務は長の権限というのは、市長のことをいっているのかな。どうして市長と書かないのかな。長といつたら事務長のことかなと思つたりもしたので。

仲程課長 自治体の長です。

田端教育長 本来であれば、市長の部局がやるべきなんですけれども、それを効率的に済むので教育委員会の方に任せてもらえますかと協議をお願いする形ですね。ほかにありますでしょうか。これは「那覇市人材育成支援センターまーいまーNaha」だけじゃないと、ほかも同じような事例があるのでしょうか。

仲程課長 これは11ページの規則自体は市長が定める規則なんですね。この中の第2条、ア、イ、ウ、エ、オ、というのがございます。これは全て私ども教育委員会に関係するものです。

田端教育長 これは全てが本来ならば市長の部局でやるべきですけれども、効率的な意味合いから教育委員会の方に委任されるということです。大丈夫でしょうか。よろしいでしょうか。それでは、ほかにご意見がないということでありますので、議案第30号「地方自治法第180条の2に基づく協議について」は、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

全員 異議なし。

田端教育長 ありがとうございます。議案第30号「地方自治法第180条の2に基づく協議について」は、議決いたしました。

続きまして会議の非公開の可否について諮りたいと思います。報告2でありますけれども、公表前の人事案件であるため非公開とすることが適当であると思われます。報告2を非公開としてよろしいでしょうか。

全員 異議なし。

田端教育長 ありがとうございます。異議なしとのことでありますので、非公開といたします。関係者以外は退席をお願いします。

～ 非公開～

田端教育長 非公開を解きます。以上をもちまして、令和元年度第19回教育委員会会議（定例会）を終了いたします。

案件の審議結果

| | | |
|--------|---|---------|
| 報告1 | 教育長が臨時代理したことについて ※損害賠償の額の決定及び和解に関する意見について | 承認 |
| 議案第28号 | 那覇市人材育成支援センターまーいまーい Naha 条例の施行期日を定める規則の制定について | 原案どおり可決 |
| 議案第29号 | 那覇市人材育成支援センターまーいまーい Naha 条例施行規則の制定について | 原案どおり可決 |
| 議案第30号 | 地方自治法第180条の2に基づく協議について | 原案どおり可決 |